

新	旧
<p>○長野市建設工事共通仕様書 P7</p> <p>I. 土木工事編</p> <p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-1-10 工事の着手</p> <p>受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降 30 日以内に工事に着手しなければならない。</p>	<p>○長野市建設工事共通仕様書 P7</p> <p>I. 土木工事編</p> <p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-1-10 工事の着手</p> <p>受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降 10 日以内に工事に着手しなければならない。</p>